

篤信の檀那、之を得る時

定光寺 乙川文英

平成二十八年三月二十五日 加茂法話会

仏ほとけの言いわく、篤信とくしんの檀那だんな、之これを得うる時とき、仏法ぶつぽう、断絶だんぜつせず（『洞谷記』）

【参考】

施には、大きく別ければ、法施と財施の二つがある。（中略）法施とは教法を施して善道に導くことであり、財施とは金銀財法や衣食住などの物質的なものを施すことである。一般に法施は出家が在家のために施すものであり、財施は在家が出家のために供養するものである。出家が信者に教法を施さず、信仰の指導をなすことなく、ただ在家からの衣食の供養を貪るのでは、財を盗んでいるのに等しい。また在家が出家の法施によつて教化救済を受けながら、出家の経済生活を支持しないとすれば、法を盗んでいるのに等しい。財でも法でも、それを施す人はその報いを期待してはならず、また実際に期待していないとしても、施される人は、それに対して、相手にしないものを施し奉仕するのが義務でなければならない。（水野弘元『修証義講話』）